

教員組織の改正方針（ダブルカウント・みなし専任教員等）について （案）

ダブルカウントについて（専門職学位課程と他の課程との兼務）

ア. ダブルカウントに関するこれまでの審議の経緯

- 専門職大学院制度においては、その教育の質を保証するという観点から、一定の独立性の確保と教員組織の充実が求められており、設置基準上必ず置くこととされている専任教員（以下「必置教員」という。）は、原則として他の課程の専任教員を兼務（以下「ダブルカウント」という。）することができないこととされている。
- ダブルカウントは、制度創設後10年間の特例として、一定程度認められていたが、各専門職大学院において、暫定措置の終了に合わせた計画的な解消が順調に進められ、平成26年度より、博士課程（一貫性及び区分性の後期）は恒常的に認める一方で、特例措置は廃止されたところである。
- この制度により、専門職大学院における教育に専念する教員の確保が図られている一方で、学部との連携や学際連携が図りづらいため、高等教育機関としての発展が阻害されているとの指摘がある。専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、機能強化していく観点から、学士課程や修士課程等との連携を強化していく必要があることから、平成27年12月より中央教育審議会大学分科会大学院部会のもとに専門職大学院WGを設置し、ダブルカウントの在り方を含めた専門職大学院制度全般の検証・見直しについて議論を行ってきたところである。
- 以降、計10回に渡って慎重な審議を重ね、平成28年8月に取りまとめた報告書においては、「社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進し、高度専門職業人養成の強化を図るため、教育の質保証を前提として専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることを検討すべきである。」との方向性が示されたところである。
- これを受け、引き続き同WGにおいてダブルカウントについて議論を行っているところであるが、見直しの必要性や目的、これまでの議論の内容等を改めて以下の通り整理した。

イ. 教員組織の現状、課題及び現行規定の見直しの考え方

- ダブルカウントに関する議論は、教育の質を保証するという観点から慎重に行うべきであるとの指摘がある一方、本WGにおける議論の内容や、各専門職大学院へのヒアリングなどにおいて、他の課程との連携を強化する観点からダブルカウントを認めてほしいとの意見や、2月～3月に文部科学省が行った地方国立大学の経営系大学院（修士課程）へのヒアリングでも、地域貢献に資する人材の養成をポリシーとして掲げている大学院があるものの、専門職大学院へ移行するにあたり、教員組織が学部と分断されることを一番懸念しているとの声が挙がっている。
- 本来、海外の大学のように、我が国の大学も、学生に学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムである学位プログラムの制度が本格的に導入されていれば、教員のダブルカウントのような問題は生じない。現状としては、我が国の大学制度は組織に着目し、学科や専攻に、学位プログラムと学生定員や教員定員が張り付いた一体型の制度となっているため、学科や専攻の設置に当たって、どれぐらいの教員がどの範囲との兼務が可能なのかを整理する必要が生じている。
- 専門職大学院には多様な分野の大学院が存在しているが、特に法科大学院や教職大学院、臨床心理の専門職大学院については、他の中央教育審議会の委員会や有識者会議等でも学部教育との連携が不可欠であるといった指摘がされているものの、現行制度では教員組織が独立していることから、連携できる範囲に限界がある。
- また、現在、大学改革を進める中で、社会に役立つ実践的な高専門職業人養成の重要性がますます指摘されながらも、十分な改革が進んでいない状況の中で、既存の修士課程の高度専門職業人養成への転換や、学部教育の実質化を進めることは喫緊の課題である。
- このため、中央教育審議会の将来構想部会において、将来的な課題として、学位プログラム制度の導入や、それに伴う学科・専攻の設置基準や設置審査のあり方について、審議が始められている中ではあるが、現状の専門職学位課程とそれに関係する学士課程や修士課程の改革を迅速に進めていくために、ダブルカウントの措置について、可及的に対応を検討する必要がある。

ウ. 目的

(1) 総論

- 専門職大学院制度は、グローバル化、複雑化する社会に対応できる高度専門職業人養成のニーズの高まりに対応するため平成15年度に創設されたが、高度専門職業人養成の必要性がますます各分野で指摘される状況にもかかわらず、平成28年度の既存の修士課程の学生数が約16万人であるのに対して、専門職学位課程の学生数は1.6万人に留まっており、専門職大学院数も法科大学院及び教職員大学院を除けば70程度で横ばいの状況にある。これは教育の質を維持するため、一定の独立性の確保と教員組織の充実を求めている専門職大学院制度が社会のニーズや大学の現状を十分に踏まえたものとなっていないと考えられることから、その教育の質を維持しながらも、制度の柔軟化が必要である。
- 現在でも、専門職大学院の教員が関連する学部において兼任教員として授業を担当することは普通に行われているが、当該学部の専任教員でないため、教授会のメンバーとして学部の運営に参画できず、また大学の中には、専任教員でなければ学部でゼミを持つことができないとしているところがあることから、学部と専門職大学院の教育課程の連携を図ることや、専門職大学院で行われている質の高い実践的な教育手法等を学部に応用することが行われていない。
- 専門職大学院の教員の他の課程のダブルカウントを認めることにより、大学の中には、教育課程の連携や教育の質の向上にではなく、教員数の削減に活用し、教育の質が低下するのではないかと懸念する声はある。しかし、専門職大学院においては、先般の学校教育法の改正等により、新たに外部有識者等から構成される教育課程連携協議会を設置し、教育課程の編成に関する基本的な事項や教育課程の実施状況の評価に関する事項を審議することになったことから、本協議会により、専門職大学院の教育の質の確保や、教員が学部の専任教員を兼務することによって負担が過度にならないように確認されることになる。

(2) 修士課程から専門職学位課程への転換による高度専門職業人養成機能の強化

- 既存の修士課程においても、主として高度専門職業人養成を行っているところも少なからずみられるが、専門職学位課程に転換が進まない一因として、必置教員が修士課程の研究指導教員の1.5倍となっている上に、教員の学部とのダブルカウントが認められず、学部との連携が図りづらい、教育の成果を他の課程に活かすにくいことが障壁となっていると考えられる。これを改善することにより、修士課程の専門職大学院への移

行を促進し、我が国の大学院における高度専門職業人養成機能が強化されることが期待される。

- 特に、大都市圏の大規模大学における専門職大学院の設置は比較的進んできたものの、地方大学の規模において、専門職大学院の設置に必要な教員の確保が困難等であるため、地方における高度専門職業人養成が進んでいない現状がある。このことが大学院教育や学部教育の実践的な教育への改革が進んでいない一因となっている可能性がある。
- また、我が国のGDPの約4割を地方の非製造業が占めているものの、地方では都市部と比べて労働生産性が低い状況となっており、地方における経済成長を促すためにも、高度専門職業人養成機能の充実・強化が必要である。
- この点では、明治時代には、商業が盛んな地域に高等商業学校が設置され、地方の産業や経済発展に寄与してきたが、現代では、高等商業学校を起源とする地方の国立大学の経営学部を母体とした経営系大学院がよりアカデミックな志向となり、ビジネススクールの設置が地方で進んでいない。このことは、地方における生産性向上が大きな課題となっていることは無関係ではないと思われる。
- 上記にも記載のとおり、地方国立大学の経営系大学院（修士課程）からヒアリングを行ったところ、ビジネススクール化に関心を有する大学院もあったが、教員組織が分断されることや、地方大学の規模に比して過大な専任教員数の確保困難であることなどが、専門職大学院への移行にとって障壁の一因となっており、これらの改善が、地方における経営系大学院をはじめとした大学院改革につながっていくことが期待される。

(3) 既存の専門職大学院における学士課程や修士課程との連携の強化

- 法科大学院においては中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会で「法学部・法学系の大学院（修士課程・博士課程）との連携の実効性を高めるため、教育の質保証を前提として、専門職大学院の必置教員が学部や大学院（修士課程・博士前期課程）の専任教員となることを一定程度認める方向で、大学院部会において関係規定の在り方を議論していただくこととしてはどうか。」（平成29年5月17日資料3-1）と改善の方向性を示されているところである。
- 同様、教職大学院においても「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に

関する有識者会議」において、「学部と教職大学院との一体化が従来以上に求められる中、教職大学院の専任教員の学部等とのダブルカウントについて、30年度までとする時限措置の終了後も、恒久的に兼担を可能とする。併せて、兼担可能な教員数を、(博士課程を担当する教員以外は) 3分の1を超えない数に留まっている制限を撤廃することを検討する」(平成29年3月22日資料2)という改善を求める意見が出されたところである。

- また、平成27年9月に成立した公認心理師法では、その受験資格を得るには、基本として学部と大学院で必要となる科目を修得する必要があるとあり、これまでの大学院教育に重点を置いていた臨床心理士養成とは異なる教育体系で大学は対応していかなければならないことから、学士課程との連携強化が今後より重要となってくる。
- 専門職大学院の必置教員が、学部の専任教員を兼務することができないため、同分野の学部と専門職大学院との教育課程における連携が促進されず、教授会の縦割りが構築され、学部生が専門職大学院に進学する機会を狭めているとともに、専門職大学院の実践的な教育手法を学部にも活用していくことが進まない一因となっている。
- 分野により差があるものの、全体の専門職大学院のほぼ半数は、必置教員数とほぼ同数の教員しか配置できておらず、学部との連携等を進める上で、必置教員数内の教員について、一定程度は兼務することが必要と考えられる。
- 教育研究能力が優れた教員が学部の専任教員を兼務することにより、学部との連携向上が図られるため、必置研究者教員数を上限に兼務を認めることが適当と考えられる。
- また、大学院設置基準第13条では、研究指導を行うことのできる教員は専任教員に限定されており、専門職大学院の必置教員が、他の修士課程の研究指導教員となれないこととなっていることから、後継者養成に苦慮しているとの声も挙がっている。

エ. 改正方針案

以上を踏まえ、改正内容の基本的な方向性について、以下の通りとしてはどうか。なお、上記の目的に照らし合わせ、恒常的な措置と時限的な措置の2通りとする。

【恒常的措置】

- ・兼務できる範囲及び割合：博士課程（後期課程）との全員の兼務（現行制度）＋学士課程との兼務は、必置教員数のうち、研究者教員の人数※の範囲内（修士課程は引き続き不可）

【時限的措置】

- ・兼務できる範囲及び割合：上記＋修士課程又は専門職学位課程との兼務は、必置教員数のうち研究者教員の人数※の範囲内
- ・兼務できる期間：修士課程等との兼務は、今後、新たに設置する場合のみとし、設置後5年間のみ認めることとする。（最初の認証評価を受審するまでの期間）

※研究者教員の人数の例（文科省告示175号により算定）

経済学関係（ビジネス分野）（実務家教員3割以上）

研究指導教員5人×1.5倍＋研究指導補助教員4人

＝必置教員数11人のうち、7人まで兼務可能

法学関係・法学系（法科大学院）（実務家教員2割以上）

研究指導教員5人×1.5倍＋研究指導補助教員5人

＝必置教員数12人のうち、9人まで兼務可能

教育学関係・学校教育専攻（教職大学院）（実務家教員4割以上）

研究指導教員5人×1.5倍＋研究指導補助教員4人

＝必置教員数11人のうち、6人まで兼務可能

オ. その他留意事項

【教育の質保証】

- 現在、分野別認証評価を行っている認証評価機関の評価基準の中で、各教員の担当科目数の適正性や授業担当時間は教育の準備及び研究に配慮したものとなっているかどうかを確認しており、今回ダブルカウントを緩和することにより、特定の教員に過度な負担とならないよう、引き続き確認していくことが必要。

（なお、過去の特例期間における認証評価では、ダブルカウントによる専任教員の教育の質の低下を指摘された事由はなく、これまで各大学の責任において教育に支障が生じないよう適切な運用がなされていた。）

- ダブルカウントを認めるにあたっては、各専門職大学院において教育の質の確保を前提として学部等とのダブルカウントが運用されるよう、各大学に対して教員の負担等に関する留意事項を文部科学省より通知等にて発出する。

【恒常的な同課程間等とのダブルカウント】

- 恒常的な同じ課程間同士のダブルカウント（専門職学位課程と修士課程のダブルカウントも含む）については、現行制度上認められていないことから、大学制度全体の在り方として、さらに上位部会等を含めて検討する必要がある。

(2) ダブルカウントについて（法学分野における専門職学位課程間）

ア. 現状・課題

○昨今、渉外法務で活躍する弁護士、グローバル企業の法務スタッフ、国連等の国際機関やNGOで働く法律専門職などをを目指す者のためのリカレント教育の必要性を踏まえ、法科大学院だけではなく法学分野の専門職大学院が開設される状況となっている。

○法学分野における修士課程の教員基準は研究指導教員数を五以上置くものとされているが、一研究科に複数専攻を設ける場合、研究指導教員は三以上置くこととされている。

（参考：大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（文部省告示第175号））

・公法、私法等に分割したときは、各専攻ごとに研究指導教員数を三以上とする。

○そのため、専門職学位課程においても、一研究科に法科大学院と法学分野の専門職大学院を設置する場合は、修士課程と同様の仕組みを設けてはどうか。

イ. 改正方針案

○上記の現状・課題や、これまでの議論を踏まえ、法科大学院と同一の研究科に、法学系の専門職学位課程の専攻を複数設置する場合は、当該専攻に置くこととされている研究指導教員数5人から3人へと改正してはどうか。

（参考：必要となる必置教員数）

研究指導教員数が五人の場合・・・5人×1.5倍+5人（補助教員）=12人

研究指導教員数が四人の場合・・・4人×1.5倍+4人（補助教員）=10人

研究指導教員数が三人の場合・・・3人×1.5倍+3人（補助教員）=7人

ウ. その他留意事項

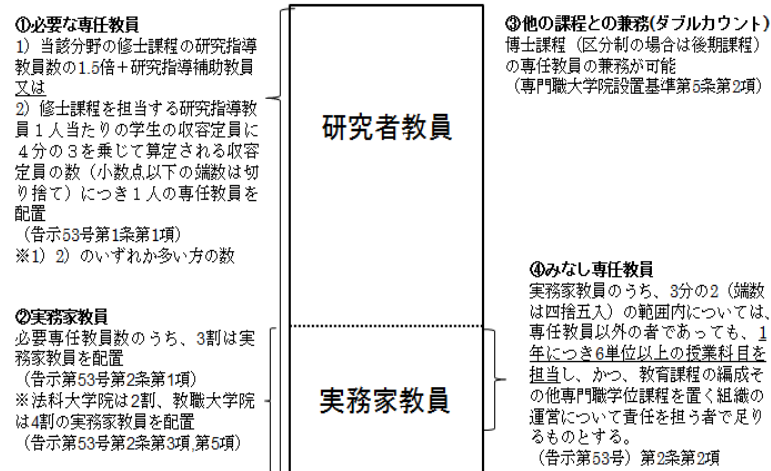
○なお、本件については、法学分野のみに適応する改正内容であることから、法科大学院等特別委員会においても十分検討する必要があるため、そこでの議論の内容に留意する必要がある。

(3) みなし専任教員について

ア. 現状・課題

○必置教員数のうち3割以上（法科大学院は2割、教職大学院は4割）は、実務家教員の配置が必要とされているが、実務の最新の動向を熟知している実務家の参画を促す観点から、必置実務家教員数の2/3までは、年6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う者であれば、専任教員に算入できる措置（みなし専任教員）が設定されている。

（現行制度イメージ図及びみなし専任教員数）



（参考）教員数（平成28年5月1日時点）

（人）

	全教員	研究者教員	実務家教員	みなし専任教員	みなし専任活用専攻数
ビジネス・MOT	611	264(43.2%)	347(56.8%)	47(7.7%)	14/32専攻
会計	190	108(56.8%)	82(43.2%)	26(13.7%)	8/13専攻
公共政策	114	73(64.0%)	41(36.0%)	5(4.4%)	1/7専攻
公衆衛生等	73	48(65.8%)	25(34.2%)	1(1.4%)	1/4専攻
知的財産	35	9(25.7%)	26(74.3%)	4(11.4%)	2/3専攻
臨床心理	51	27(52.9%)	24(47.1%)	1(2.0%)	1/6専攻
その他	242	121(50.0%)	121(50.0%)	3(1.2%)	2/14専攻
法科大学院	1,331	901(67.7%)	430(32.3%)	157(11.8%)	51/68専攻
教職大学院	721	387(53.7%)	334(46.3%)	89(12.3%)	31/45専攻

※1 括弧内は全教員数に対する割合を指す。

※2 法科大学院のみ平成28年4月1日現在の教員数である。

○各分野においてみなし専任教員の制度が導入されているものの、企業等で働きながら年間6単位（例えば6単位の場合、前期2単位、後期2単位のほかに夏季集中講義や前後期のどちらかにさらに2単位）を受け持つのはハードルが高く、各専門職大学院が十分な実務家教員を配置しているのに比して、みなし専任教員の制度は十分に活用されていない（上記表参照）。

○このため、みなし専任教員の必要単位数を緩和して、ビジネスを始め各分野の一線で活躍する者や最新の実務の知識を有する者、その時々の子会のニーズの高い実務家に大学院教育の運営に責任を持って積極的に参画してもらうことが有益であるとの指摘がある。

○また、内閣府にて開催されている「クールジャパン人材育成検討会」の中間とりまとめでも「クールジャパン産業に関連した高度経営人材の養成がより効果的に行われるよう、ビジネスの一線で活躍する実務家の教員としての柔軟な任用、任期付き採用等の活用などによる教育内容や研究の質の維持・向上を促進する。」とされている。

○一方で、最新の実務教育や社会ニーズの高い分野の教育を行うという観点からは、実務家の非常勤講師を積極的に活用することも重要である。

イ. 論点

○上記の現状・課題や、これまでの議論を踏まえ、ビジネスを始め各分野の一線で活躍する実務家や最新の実務の知識を有する実務家が専門職大学院の組織の運営により参画できるようにするため、「みなし専任教員」の要件の担当単位数の下限を現行の6単位から4単位へ改正してはどうか。

ウ. その他留意事項

○この際、組織の運営に責任を担う者（具体的には教授会構成員として責任のある参画を想定）であることを引き続き要件とし、教育の質が低下しないよう留意する。また、教員組織の状況については、引き続き認証評価において確認する。

専門職大学院の教員組織のダブルカウントについて（改正方針案）

社会（「出口」）や地域のニーズに対応するための新たな取組や自らの強みや特徴を伸ばすための取組を促進させ、高度専門職業人養成機能を一層強化させる観点から、教員組織の在り方を以下の通り見直してはどうか。

①恒常的措置

目的：学士課程との連携の強化や他分野との学際的連携の促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：博士後期課程との全員の兼務（現行制度） + **学士課程との兼務は、必置教員数のうち研究者教員の人数の範囲内**（修士課程は引き続き不可）

②時限的措置

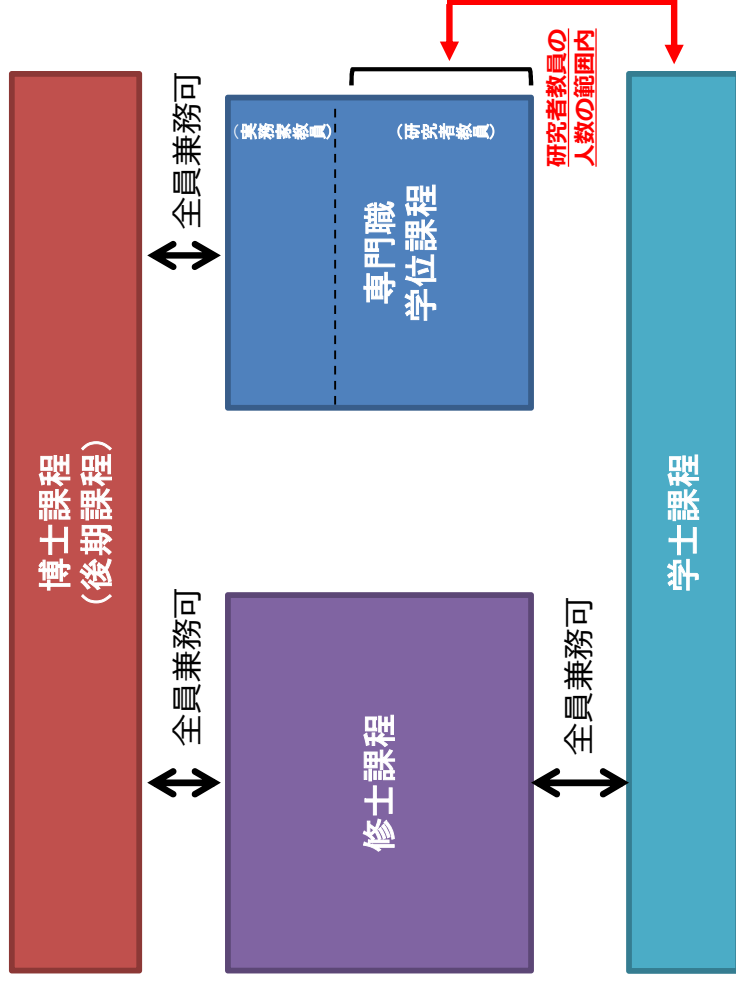
目的：既存の修士課程から専門職学位課程への転換促進による高度専門職業人養成機能の一層の強化

対応：上記① + **修士課程等との兼務は、必置教員数のうち研究者教員の人数の範囲内**

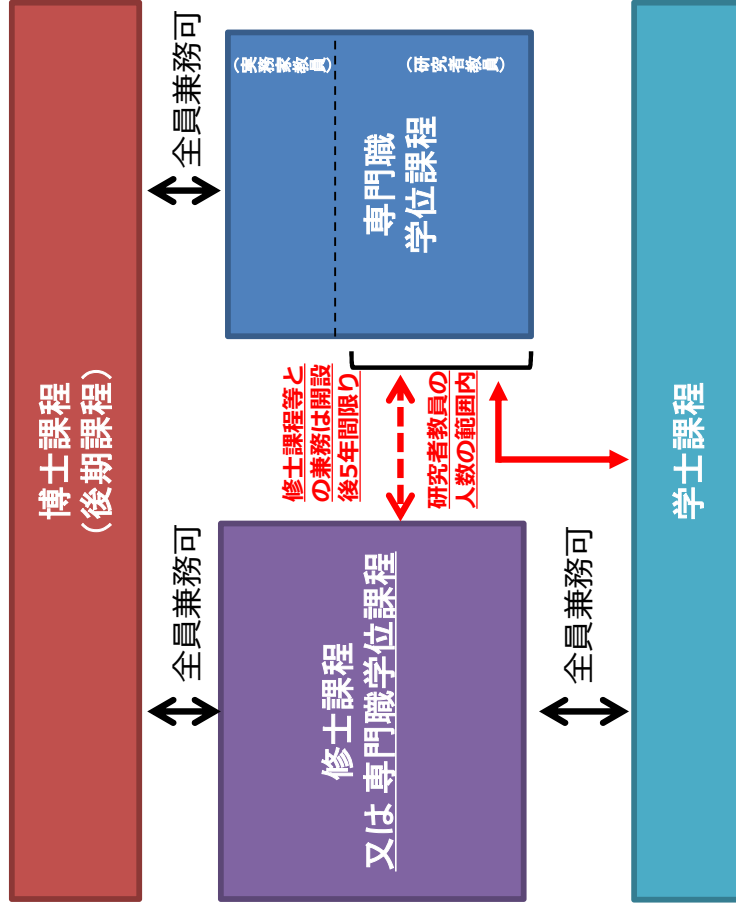
時限：**修士課程等との兼務は、今後、新たに設置する場合のみとし設置後5年間**（最初の認証評価を受審するまでの期間）

（見直し案）

① 恒常的措置



② 時限的措置



↔…すでに兼務が認められている
↔…新たに兼務を認める

※研究者教員の人数（文科省告示175号により算定）

例：経済学関係（MBA）（実務家教員3割以上）：研究指導教員5人×1.5倍 + 研究指導補助教員4人 ⇒必置教員11人のうち、7人まで兼務可能

法学関係・法学系（法科大学院）（実務家教員2割以上）：研究指導教員5人×1.5倍 + 研究指導補助教員5人 ⇒必置教員12人のうち、9人まで兼務可能

教育学関係・学校教育専攻（教職大学院）（実務家教員4割以上）：研究指導教員5人×1.5倍 + 研究指導補助教員4人 ⇒必置教員11人のうち、6人まで兼務可能

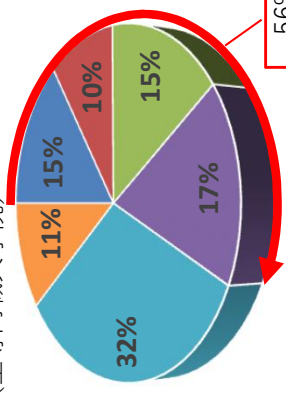
分野別及び設置者別の必置教員数に対して超過している専任教員数に関するデータ

【分野別超過専任教員数】

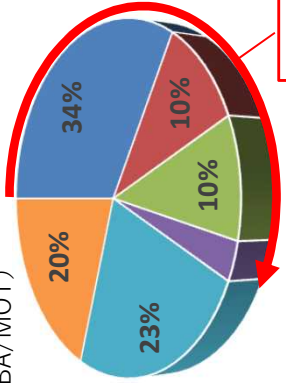
	全専攻数	0人	1人	2人	3人	4~10人	11人以上
MBA/MOT	30	10	3	3	1	7	6
会計	12	3	3	2	2	1	1
公共政策	7	0	0	1	2	4	0
公衆衛生	5	1	1	0	1	2	0
臨床心理	6	1	0	3	1	1	0
その他	17	2	1	1	4	8	1
教職大学院	53	5	6	12	11	15	4
法科大学院	43	4	3	4	7	18	7
合計	173	26	17	26	29	56	19

各分野ごとにバラつきはあるものの、必置専任教員数と同数の教員を置いていない大学院は全専門職大学院のうち15%、1名超過している大学院は10%、2名超過している大学院は15%、3名超過している大学院は17%あり、全体の56%の専門職大学院は、辛うじて必置専任教員数を超える教員を配置している状況にある。

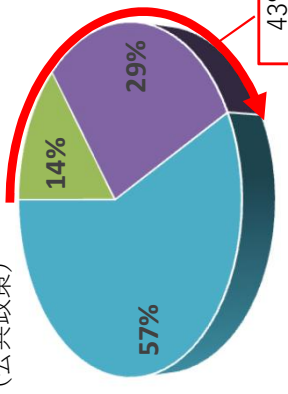
(全専門職大学院)



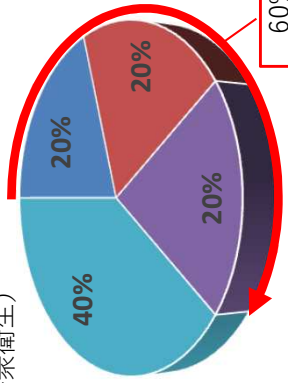
(MBA/MOT)



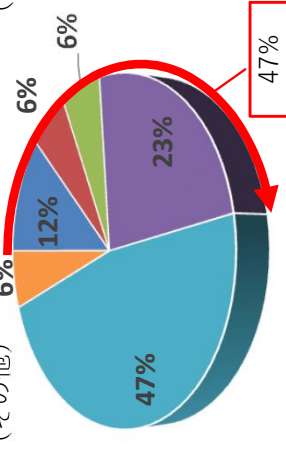
(公共政策)



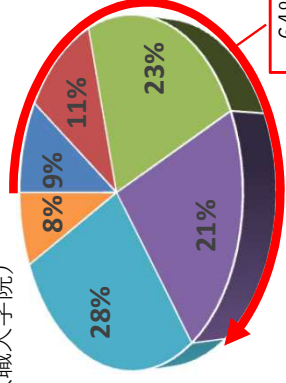
(公衆衛生)



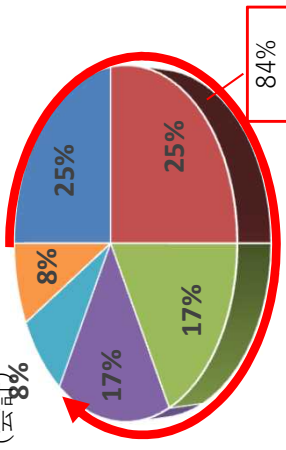
(その他)



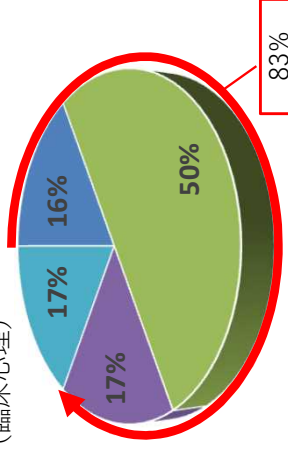
(教職大学院)



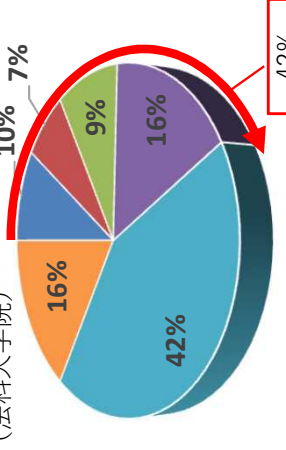
(会計)



(臨床心理)



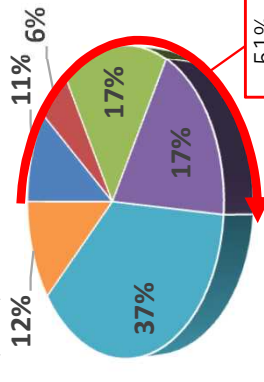
(法科大学院)



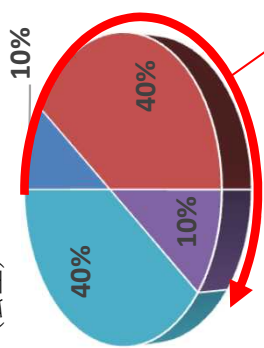
【(参考) 設置者別超過専任教員数】

	全専攻数	0人	1人	2人	3人	4~10人	11人以上
国立	86	9	5	15	15	32	10
公立	10	1	4	0	1	4	0
私立	74	16	7	11	12	20	8
株立	3	0	1	0	1	0	1
合計	173	26	17	26	28	56	20

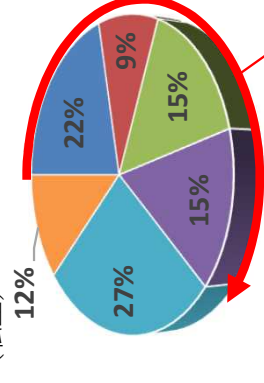
(国立)



(公立)



(私立)



凡例：■0人 ■1人 ■2人 ■3人 ■4~10人 ■11人以上

出典：文科省調べ（平成29年5月1日時点、平成29年度以降募集停止を表明している大学院を除く）